独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所における
競争的研究資金等の適正な取扱いに関する規程

平成２８年４月　１日規程第２５号
改正　平成３０年３月１２日規程第５０号
改正　令和　３年７月　１日規程第１３号
改正　令和　８年７月１６日規程第１２号

（目的）

第１条　この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）における競争的資金等（国民の税金を原資とする研究費（関係府省から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費、関係府省から受託又は請負する研究費等（これら研究費を原資に関係府省以外から再委託又は請負する研究費等を含む。）以下同じ。））の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（運営・管理体制）

第２条　研究所の競争的資金等を適正に運営及び管理するための体制は次のとおりとする。

（１）最高管理責任者は、研究所全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、交通安全環境研究所長（以下「所長」という。）をもって充てる。

（２）統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつ者とし、国際・研究担当理事をもって充てる。

（３）部局責任者は、研究部門（環境研究部、自動車安全研究部、交通システム研究部及び鉄道認証室をいう。）、企画部技術コーディネーター（以下単に「技術コーディネーター」という。）及び総務部参事役における競争的資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限をもつ者とし、当該研究部門の長、総務部参事役及び所長の指名した者とする。部局責任者をコンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「コンプライアンス推進責任者」とする。

（４）不正防止計画の推進を担当する部署（以下「防止計画推進部署」という。）は、技術コーディネーターとし、次に掲げる業務を行う。

イ　競争的資金等の適切な運営及び管理を行うための環境を整備すること。

ロ　不正行為の調査及び処理に関すること。

ハ　行動規範の策定等に関すること。

ニ　その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること。

（不正防止計画）

第３条　最高管理責任者は、競争的資金等の不正行為に係る調査及び処理に関する業務を適切且つ円滑に実施するために不正防止対策の基本方針を策定及び周知するものとする。最高管理責任者は、不正防止計画の実施等にあたり率先して対応し、その進捗管理に努めるものとする。

２　統括管理責任者及び防止計画推進部署は、不正防止計画を策定し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

３　統括管理責任者及び防止計画推進部署は、第５条に規定するコンプライアンス教育及び啓発活動に関する計画を策定し、実施状況を確認しなければならない。

４　防止計画推進部署は、独立行政法人自動車技術総合機構内部監査規程（平成２８年規程第５１号）第３条に規定する内部監査員と連携し、不正を発生させる要因を整理し、評価しなければならない。

５　研究部門は、不正根絶のために、防止計画推進部署と連携しつつ、主体的に不正防止計画を実施しなければならない。

（情報の伝達・共有）

第４条　技術コーディネーターは、不正に係る情報等を適宜、迅速かつ確実に最高管理責任者に伝えるとともに、部局責任者と密接な連携を保ちつつ情報の共有に努めなければならない。

（コンプライアンス教育及び啓発活動の実施）

第５条　コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての職員を対象としたコンプライアンス教育を実施しなければならない。

２　コンプライアンス教育の内容は、各職員の職務内容や権限及び責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行わなければならない。

３　コンプライアンス教育は、定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握しなければならない。

４　コンプライアンス教育の受講者は、受講内容を遵守する誓約書を提出しなければならない。

５　コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての職員に対して、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施しなければならない。

６　コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての職員に対する行動規範を策定しなければならない。

（経理事務の準拠規則）

第６条　競争的資金等に係る契約、旅費支給等の経理に関する取り扱いは、独立行政法人自動車技術総合機構会計規程（平成１４年規程第１０号）及び同規程に基づく実施細則等の規程に準じて取り扱うものとする。

（相談窓口）

第７条　研究所の競争的資金等の事務処理に関する統一的な運用の相談窓口は、技術コーディネーターとする。

（通報窓口）

第８条　研究所の競争的資金等の不正行為に関する通報窓口は、告発者保護の観点から別に定める第三者機関とする。第三者機関は、当該通報があった場合、当該通報者を匿名にするなどした上で技術コーディネーターに通知するものとする。

（対応措置）

第９条　所長は、不正の事実があると認めたときはその者に対して研究所の諸規程に基づき処分を行うものとする。

２　所長は、調査の結果、その者に対して不正の事実がないと認めたときは、不利益発生要因防止策及び名誉回復に係る措置を講ずるものとする。

３　調査の結果、通報者による研究妨害その他の作為的な行為であることが明らかとなった場合は、所長は当該通報者に対し、関係法令等に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（雑則）

第１０条　本規定に定めのない事項は、第一条に掲げるガイドラインに基づき対応するものとする。

附　則（平成２８年規程第２５号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月１２日規程第５０号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和３年７月１日規程第１３号）

この規程は、令和３年７月１日から施行する。

附　則（令和８年７月１６日規程第１２号）

この規程は、令和８年７月１６日から施行する。